

# 官報

号外 昭和三十一年五月十五日

## ○第二十四回 衆議院會議録第四十九号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)

議事日程 第四十五号

昭和三十一年五月十五日

午後一時開議

第一 宥春防止法案(内閣提出)

第二 公共企業体等労働関係法の

一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した案件

議員請暇の件

消防団員等公務災害補償責任共済

基金法案(内閣提出、参議院回

付)

日程第一 宥春防止法案(内閣提

出)

日程第二 公共企業体等労働関係

法の一部を改正する法律案(内

閣提出、参議院送付)

午後一時五十六分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を

開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま

す。議員門司亮君から、国際自由労連

の代表として沖繩の労働事情を調査の

ため、五月十六日から五月二十五日ま

で十日間請暇の申し出があります。こ

れを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よつて、許可するに決しまし

た。

消防団員等公務災害補償責任共済

基金法案(内閣提出、参議院回

付)

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま

す。参議院から、内閣提出、消防団員

等公務災害補償責任共済基金法案が回

付されております。この際、議事日程

に追加して、右回付案を議題とするに

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よつて、日程は追加せられま

した。

消防団員等公務災害補償責任共済基

金法案の参議院回付案を議題といたし

ます。

消防団員等公務災害補償責任共済

基金法案

右の貴院から送付された内閣提出案

は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三条によりここに回

付する。

昭和三十一年四月二十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

(本院送付案に対する参議院の修正に依りて修正したる案の修正)

(役員の職務及び権限)

第七条 理事長は、基金を代表し、

その業務を総理する。

2 常務理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員るときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理する。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 理事長○、常務理事又は理事は、監事と兼ねることができない。

6 常務理事は、他の職業に従事することができない。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました

す。本案の参議院の修正に同意するに

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よつて、参議院の修正に同意

するに決しました。(拍手)

日程第一 宥春防止法案(内閣提

出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、宥春

防止法案を議題といたします。委員長

の報告を求めます。法務委員長高橋頼一君。

宥春防止法案

宥春防止法

目次 第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 刑事処分(第五条―第十五条)

第三章 保護更生(第十六条―第二十二條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宥春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、宥春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して宥春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、宥春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「宥春」とは、対價を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをい

ふ。

(宥春の禁止)

第三条 何人も、宥春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

- 2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(買合等)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

2 売春をさせる者

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

- 第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

(併科)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(両罰)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七條第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

(婦人相談所)

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

- 2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

- 3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。
- 4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

- 2 市は、婦人相談員を置くことができる。
- 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。
- 4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもつてゐる者

のりから、都道府県知事又は市長が任命する。

〔婦人保護施設〕

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」といふ）を設置することができる。

〔民生委員等の協力〕

第十九条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第二百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

〔都道府県及び市の支弁〕

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）
- 二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行く収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行く場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 五 婦人相談所の行く一時保護に要する費用

二 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

〔都道府県の補助〕

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

〔国の負担及び補助〕

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

二 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

三 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項

第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

四 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附則

〔施行期日〕

一 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

二 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。

三 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

四 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

五 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合にお

いて、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

六 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 売春防止法（昭和三十一年法律第 号）にいう婦人保護施設を経営する事業

七 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋嶺一君登壇〕

○高橋嶺一君 ただいま議題となりました売春防止法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の提案理由の要旨を申し上げます。終戦後の世相の混乱と道義

の頹廃並びに性道徳の低下によって売春を行う女子の数が著しく増加したばかりでなく、それがさぶる露骨となつて参りましたことは御承知の通りであります。さらに、最も遺憾にたえないことは、売春に関連して、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点から、とうてい許されない事態のますます増加するの傾向にあることでありまして、すみやかにこれに対する諸般の対策が必要であると考

えられるのであります。しかるに、従来のいわゆる勅令第九号、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法、各自治体の条例等、既存の取締法をもつていたしましては、その運用上少からぬ困難があり、十分これに対処することができない状況にあるのであります。しかし、いわゆる売春対策といつたしましては、国民一般の民主主義的自覚、道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上等が要請されることはもとよりであります。これと同時に、売春を助長する行為等を処罰する諸規定を整備強化することにも、社会政策的見地から、売春を行うおそれある女子に対し保護更生の措置を講ずべき総合的文化立法制定の必要が痛感されるのであります。このよ

りな要請にこたえるため、売春問題対策審議会の答申をしんしゃくして、ここに本法案を提出するに至つたものであります。

次に、法案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、本案は売春の反社会性を明らかにし、売春を行うおそれある女子に対する保護更生の措置を講ずることとしたのであります。

すなわち、既存の諸施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほか、新たに都道府県に婦人相談所を設置することとし、婦人相談員を都道府県に必ず置き、市にはこれを置くことができることとして、売春を行うおそれある女子につき指導を行い、相談に応ずるようになしたとともに、なお都道府県には収容保護の施設を設けることができるとするものであります。しかし、これらに要する費用については、国が一定額を負担または補助することとしたのであります。

第二に、本法案においては、売春行為をそれ自体はこれを処罰の対象とせず、主として売春の周旋、因誘等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対償の收受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもって取り締まることとしようとするものであります。

第三に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転業のため、若干の猶予期間を置き、保護更生の規定を刑罰規定より先に施行するものとしております。

なお、附則において地方条例との関係を明確にしております。

さて、本問題については、過去数回の国会において論議し尽されたのであります。委員会における質疑の最もなものは、二を申し上げますと、第一は、いわゆる単純売春を処罰しない理由等についてであります。これに対し、政府より、性秩序の維持は各人の自覚による道徳の確立に待つべきものであつて、刑罰法規をもって規律すべきでないかについては法理論上疑問の余地があり、世界の立法例について見てもその類例はきわめてまれであるのみならず、法運用の実際問題といたしましても、売春自体の捜査は困難であり、立証が困難であります。また、婦人は被害者でもあるといふふうな考え方もあり、たとい違法であるとしても、責任の面において処罰するに忍びない点があるので、現段階においては単純売春を処罰せず、今後調査研究したいとの答弁がありました。

第二は、本案の諸規定と地方条例との関係についての質疑に対し、政府より、売春を、またはその相手方となる行為、その他売春に関する行為は、すべてこの法律によつて規律しようとする国の意思が明らかになつたのであるから、国のこの意思に反することとなる、いわゆる売春条例の現行規定は、本法案の施行後当然無効となるし、今後新たにこの種条例を設けることもできなからざるべきでありますとの答弁がありました。

第三は、本案には、保安処分規定がないのが欠点であるとの質疑に対し、政府より、この問題は売春対策審議会において検討中であるので、引き続き今後検討するつもりであるとの答弁がありました。

なお、収容保護につき、政府から、三十一年度においては、四千万円の予算をもつて、主要府県に婦人相談所及び婦人相談員を置いてその業務に当らせ、三十二年度においては、収容施設を必要とする都道府県に漏れなく設置し得るよう、予算措置を講じたいとの説明がありました。

本案は、本月八日委員会に付託され、活発なる論議の後、十二日質疑を終え、討論採決の結果、全会一致を

もつて政府原案の通り可決されたものであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしましたし、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)  
○議長(益谷秀次君) 日程第二、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年四月十六日  
参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 益谷秀次君

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案  
公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八条―第十六条)」を「第三章 団体交渉等(第八条―第十六条)」に、「第五章 苦情処理、あつ旋及び調停(第十九条―第二十五条)」を「第五章 公共企業体等労働委員会(第十九条―第二十五条の六)」に、「第六章 仲裁(第二十六条―第三十七条)」を「第六章 あつせん、調停及び仲裁(第二十六条―第三十七条)」に改める。

第二十条第二項第一号を次のように改める。  
一 前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日雇い入れられる者以外のもの

第三十条の見出しを(労働組合法との関係)に改め、同条中「第六条」を「第五条第二項第八号」に、「第三十三条」を「第三十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、同法第五条第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、

「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十二條第二項及び第二十五條の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五條の五に規定する救済」と、第六條中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」及び第七條第二號中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同條第四號中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五號)による労働争議の調整」とあるのは「公共企業体等労働関係法による紛争の調整」と、第十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替へるものとする。

第四條第二項中「政令で定める。」を「公共企業体等労働委員会の決議に基づき、労働大臣が定めて告示する。」に改める。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條及び第六條 削除

第七條中「公共企業体等は」を「組合の申出があつたときは、公共企業体等は」に改め、「その定める」を削り、「許可することができる。」を認めることができる。」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 団体交渉等

第八條から第十五條までを次のように改める。

(団体交渉の範囲)

第八條 第十一條及び第十二條第二項に規定するもののほか、第四條第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九條 公共企業体等と組合との団体交渉は、もつぱら、公共企業体等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行ひ、第十條 公共企業体等を代表する交渉委員は当該公共企業体等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

第十條 公共企業体等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならぬ。

第十一條 前二條に定めるもののほか、交渉委員の數、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に關し必要な事項は、団体交渉で定める。

(苦情処理)

第十二條 公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同數をもつて構成する苦情処理共同調整會議を設けなければならない。

第十三條から第十五條まで 削除

第十八條中、「この法律によつて有する一切の権利を失ひ、且つ」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 公共企業体等労働委員会

員会

第十九條 労働省に、公共企業体等労働委員会(以下「委員会」といふ)を置く。

(委員の任命)

第二十條 委員会は、公益を代表する委員(以下「公益委員」といふ)五人、公共企業体等を代表する委員(以下「使用者委員」といふ)三人及び職員を代表する委員(以下「労働者委員」といふ)三人をもつて組織する。

第二十一條 公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、使用者委員は公共企業体等の推薦に基づいて、労働者委員は組合の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

第三條 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

(委員の任期等)

第二十二條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

5 公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格事項) 第二十一條 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 次の各号の一に該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 職員又は公共企業体の役員

第二十二條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。  
 (公益委員の服務)  
 第二十三条 常勤の公益委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。  
 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。  
 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。  
 2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。  
 (委員の失職及び罷免)  
 第二十四条 委員は、第二十一条第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失う。公益委員が同条第二項各号の一に該当するに至つた場合も、同様とする。

意を得て、その委員を罷免することができ。  
 3 前項の規定により、内閣総理大臣が委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合においては、当該委員は、その議事に参与することができない。  
 4 内閣総理大臣は、公益委員のうち一人がすでに属している政党にあらたに属するに至つた公益委員をただちに罷免するものとする。  
 5 内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかつた政党にあらたに二人以上の公益委員が属するに至つた場合は、これらの者のうち一人をこえる員数の公益委員を、両議院の同意を得て、罷免するものとする。  
 (会長)  
 第二十五条 委員会に、会長を置く。会長は、公益委員のうちから、委員が選挙する。  
 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。  
 3 委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。  
 (事務局)  
 第二十五条の二 委員会に、その事務を整理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、事務局支局を置く。  
 3 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。  
 4 事務局支局の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。  
 (公益委員のみで行う権限等)  
 第二十五条の三 第四条第二項及び第二十五条の五並びに労働組合法第五項第一項及び第十一項第一項の規定による事務の処理には、公益委員のみが参与する。ただし、第二十五条の五の規定による審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。  
 2 委員会は、常勤の公益委員に、委員会に係属している事件に関するもののほか、公共企業体等の職員の労働関係の状況その他委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。  
 (規則制定権)  
 第二十五条の四 この法律及びこの法律に基く政令で定めるもののほか、委員会は、その行方手続その他事務処理に關し必要な事項について、公共企業体等労働委員会規則を定めることができる。  
 (委員会の命令等)  
 第二十五条の五 委員会は、公共企業体等労働組合法第七條の規定

に違反する旨の申立があつたときは、調査、審問及び事実の認定をし、並びに必要な命令を発することができる。  
 2 労働組合法第二十七條第五項、第八項、第九項中段及び後段、第十項並びに第十二項の規定を除く。この規定は、前項の申立があつた場合について準用する。この場合において、同条中「労働委員会及び当該労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第一項及び第四項中「前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則」とあるのは「公共企業体等労働委員会規則」と、第六項中「使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴」とあるのは「訴」と読み替へるものとする。  
 3 委員会は、第二十五条の三の規定にかかわらず、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、第三十条の地方調停委員会の公益を代表する調停委員に調査又は審問を行わせることができる。この場合において、当該地方調停委員会の公共企業体等を代表する

調停委員及び職員を代表する調停委員は、当該審問に参与することができる。  
 4 第十八條の規定による解雇に係る第一項の申立があつた場合において、その申立が当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、委員会は、第二項において準用する労働組合法第二十七條第二項の規定にかかわらず、これを受けることができな。  
 5 第十八條の規定による解雇に係る第一項の申立を受けたときは、委員会は、申立の日から二月以内に命令を発するようになしななければならない。  
 (準用規定等)  
 第二十五条の六 労働組合法第二十九条及び第三十条の規定は、委員会について準用する。  
 2 この法律に規定するもののは、か、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。  
 第六章 あつせん、調停及び仲裁  
 (あつせん)  
 第二十六条 委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決

議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が委員、第二十九条第三項の調停委員候補者名簿に記載されている者若しくは第三十条の地方調停委員会の調停委員のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長を委嘱するあつせん員によつて行ひ。

3 あつせん員(委員又は地方調停委員会の調停委員である者を除く。以下同じ)は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

4 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

5 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、委員会の行ひあつせんについて準用する。

6 委員会及び委員会の会長は、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、あつせんに関する事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行ひ。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行ふ必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会又は地方調停委員会によつて行ひ。

2 調停委員会は、二以上の地方調停委員会の管轄区域にわたる事件について、調停を行ひ。

3 地方調停委員会は、その管轄区域内の事件であつて、前項に規定する事件以外のものについて、調停を行ひ。

4 委員会は、前項に規定する事件であつて、全国的に重要な問題に係ると認められるものその他特に調停委員会が調停を行ふことが適切であると認めるものについては、前二項の規定にかかわらず、調停委員会を設けて調停を行わせることができる。

5 委員会は、第二項に規定する事件について、その処理上適切であると認めるときは、同項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行わせることができる。

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、公共企業体等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならぬ。

2 公益を代表する調停委員は委員会の公益委員のうちから、公共企業体等を代表する調停委員は委員会の使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は委員会の労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

4 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(地方調停委員会)

第三十条 委員会に、地方における調停に関する事務を分掌させるため、地方調停委員会を置く。

2 地方調停委員会の調停委員は、委員会の同意を得て、労働大臣が任命する。

3 地方調停委員会の位置、名称、管轄区域及び調停委員の数は、政令で定める。

4 第二十条第五項及び第六項本文、第二十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第二十四条及び前条第一項の規定は、地方調停委員会及び調停委員について準用する。この場合において、第二十四条中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「両議院」とあるのは「委員会」と読み替へるものとする。

(報告及び指示)

第三十一条 委員会は、調停委員会又は地方調停委員会に、その行ひ事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)

第三十二条 労働関係調整法第二十二條から第二十五條まで、第二十六條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定は、調停委員会及び地方調停委員会並びに調停について準用する。

(仲裁の開始)

第三十二条 委員会は、次の場合に仲裁を行ひ。

一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会があつせん又は調停を行つてゐる事件について、仲裁を行ふ必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行ひ。

2 仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三條の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中

昭和三十一年五月十五日 衆議院會議録第四十九号 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

七五〇

「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第三十六条及び第三十七条 削除

第三十九条中「第二十四条第五号、第二十九条第一項及び第三十四条第五号」を「第二十七条第五号及び第三十三号第五号」に改める。

第四十条第一項第一号中「国家公務員法」の下に「昭和二十二年法律第二百十号」を加える。

第四十一条中「調停委員会又は仲裁委員会」を「委員会」に改める。

附則第三項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働組合に加入することができない職員の範囲に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働関係法(以下「法」といふ)第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の法(以下「旧法」といふ)第四条第二項の政令で定められている範囲は、改正後の法(以下「新法」といふ)第四条第二項の規定により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」といふ)が決議したものと同みなす。(法人である労働組合に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に新法第二条第二項の職員が組織する労働組合であつて、法人であるものは、新法及び労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定による法人である労働組合と同みなす。(委員の任命手続の特例)

4 新法第二十条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の公益を代表する委員の任命について準用する。

5 この法律の施行後最初に行われる委員会の職員を代表する委員の任命についての新法第二十条第二項の規定による推薦については、労働組合法第五条第一項の規定は、適用しない。

(事務所の職員に関する経過措置)

6 この法律の施行の際現に公共企業体等調停委員会及び公共企業体等仲裁委員会の事務所の局長その他の職員である者は、別に辞令が発せられないときは、この法律の施行の日から起算して一月以内に任命されたものと同みなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第三十六条の規定により公共企業体等仲裁委員会に係属している事件は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政令で定めるところにより、関係当事者から委員会に対して申出があつたときは、新法第二十五条の五の規定により委員会に係属したものとみなす。

8 新法第二十五条の五の規定による申立は、この法律の施行前一年以内公共企業体等がした労働組合法第七条の規定に違反する行為(継続する行為であつて、この法律の施行前一年以内に終了したものを含む)であつて前項に規定するもの以外のものであつても、することができる。

9 前項の規定による申立は、この法律の施行の日から起算して二月以内にしなければならない。

(あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置)

10 この法律の施行の際現に旧法の規定により、公共企業体等調停委員会又は公共企業体等仲裁委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件は、この法律の施行の日から起算して一月以内にその紛争の関係当事者の一方から委員会に対して申出があつたときは、政令で定めるところにより、新法の規定により委員会に係属したものとみなす。

(協定及び裁定に関する経過措置)

11 旧法の規定により締結された協定であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法の他の法令に矛盾し、又は抵触することとなる場合を除き、この法律の施行後も、政令で定めるところにより、当該協定に係る公共企業体等と労働組合とが新法の規定により締結したものととして有効に存続するものとする。

12 旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、その裁定の従前の関係当事者が締結した協定とみなして、前項の規定を適用する。

13 前二項の協定又は裁定の適用に関し紛争が生じたときは、委員会は、新法第三十三条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、仲裁を行うことができる。

14 旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつて、この法律の施行の際現に旧法第三十五条ただし書に該当するものとして、法第十六条第二項の規定により国会に付議されているもの又は付議されるべきものであるものについては、政令で定めるところにより、委員会は、すみやかに、この法律の施行により必要となつた限度において、修正しなければならない。

15 前項の規定により修正された裁定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

16 この法律の施行前にした旧法第二十四条の三若しくは第三十七条において準用する労働組合法第二十二條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の改正等)

17 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。



別表第一中

労働省	中央労働委員会
公共企業体等労働委員会	公共企業体等調停委員会

労働省	中央労働委員会
公共企業体等労働委員会	

に改める。

18 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号の三を次のように改める。

十二の三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関する事。

19 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。(職員の範囲及び資格)

第十九条 この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第二十五条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「昭和二十三年法律第二百五十七号」を加える。

第四十三条の二十一第二項中「支給するときは、適用しない。」を支給するとき、及び公共企業

常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十二条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「昭和二十三年法律第二百五十七号」を加える。

第四十四条第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するときは、及び公共企業体等労働委員会が決定があつた場合において、その決定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

21 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

この法律において日本国有鉄道

労働省		労働省	
本省	中央労働委員会	本省	中央労働委員会
公共企業体等労働委員会	公共企業体等調停委員会	公共企業体等労働委員会	公共企業体等調停委員会
計	計	計	計
一九、一五三人	八五人	一九、一五三人	八五人
一三三人	一九人	一三三人	一九人
一九、三七一人	一一四人	一九、三七一人	一一四人

を労働省

中央労働委員会

公共企業体等労働委員会

計

一九、一五三人

八五人

一九、三七一人

に改める。

22 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号を次のように改める。

三十一 公共企業体等労働委員会に対し調停及び仲裁の請求をすること。

第四条第一項第三十二号を削り、第三十二号の二を第三十二号とする。

第二十七条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関する事。

四 削除

23 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号から第十九号までを次のように改め、第十九号の二を削り、第十九号の三を第十九号の二とする。

十六 公共企業体等労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

十七 公共企業体等労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

十八 公共企業体等労働委員会の調停委員の候補者名簿を作成すること。

19 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)に規定する労働関係

に關し、労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

第七号第一号中「及び労働関係調整法」の下に「昭和二十一年法律第二十五号」を加え、第三号中「公共企業体等労働委員会及び公共企業体等調停委員会」を「及び公共企業体等労働委員会」に改める。

第二十条第一項中「公共企業体等調停委員会」を「公共企業体等労働委員会」に、第三項中「公共企業体等調停委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、第四項を削る。

24 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 公共企業体等労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を「原子力委員会の常勤の委員」を「公共企業体等労働委

昭和三十一年五月十五日 衆議院會議録第四十九号 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

の委員  
員会の常勤の公益を代表する委員に改める。

25 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項を次のように改める。

この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十四条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「昭和二十三年法律第二百五十七号」を加える。

第四十三条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第七十二条第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額並びに同条第二項の給与の支給に関する事項

六 第七十二条第一項但書の規定による金額の限度額  
第七十二条に次の一項を加える。

2 前項本文後段の規定は、能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部

に相当する金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の規定があつた場合において、その規定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するとき、適用しない。

26 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「支給するときは、この限りでない。」を「支給するときは、及び公共企業体等労働委員会の規定があつた場合において、その規定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。」に改める。

27 改正後の日本専売公社法第四十三条の第二十二項、改正後の日本国有鉄道法第四十四条第二項、改正後の日本電信電話公社法第七十二条第二項及び改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第五条ただし書の規定中特別の給与以外の給与の支給に関する部分は、昭和三十二年

年四月一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君 たいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

公共企業体等労働関係法は、公共企業体等の職員の労働関係を規律するた

め昭和二十三年に制定された法律でありまして、その後昭和二十七年に改正が行われたのでありますが、なおわが国の実情に適しない点及び技術的な不備欠陥が労働関係の円滑な処理を妨げる状況にありますので、現行法の基本的建前はこれを維持することとしつ

つ、所要の改正を加えて、健全なる労働関係の確立を促進しようとするのが、政府の本改正法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる点を申し上げます。第一は、交渉単位制を廃止し、わが国労使関係の一般的慣行に従つて、労働組合が団体交渉の当事者となり、その指名する交渉委員が団体

交渉を行うことに改めたことであり、

第二は、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度に若干の改正を加え、裁定実施に関する紛議をできるだけ避け、円滑合理的な労働問題処理の慣行を確立いたそうとすることであり、

第三は、従来の公共企業体等仲裁委員会並びに中央及び地方公共企業体等調停委員会等十一の委員会を統合して、公益委員五人及び労使委員各三人計十一人の委員をもつて組織する公共企業体等労働委員会を設置することとして、委員会の簡素能率化をはかり、機動的に強力な活動を行う態勢を整える措置をとつたことであります。

以上のほか、臨時公労法審議会の答申に盛り込まれた意見をできる限り尊重して、所要の事務的、技術的改正を行なつておるのであります。

本案は、四月十六日本委員会に付託せられ、同十九日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、連日熱心なる審議が行われ、十二日には、審査の慎重を期するため、参考人として臨時公労法審議会議長藤林敬三君を招致して意見を徴したのであります。

昨十四日の委員会において質疑を打ち切り、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森本靖君より反対の旨が述べられ、自由民主党を代表して大坪保雄君より賛成の旨が述べられたのであります。

次いで、採決に入りましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。横山利秋君。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に対し、反対討論をいたすものであります。(拍手)

先ほどのお話にもあつたように、公労法は、昭和二十三年七月一日、マッカーサー元帥から内閣総理大臣あて発せられました書簡によつて、当時の複雑な労働事情の中で、占領軍の一方的判断から強制されてでき上つたものであります。さればこそ、政府は、その提案理由において、本法はいわゆる翻訳立法の最たるものでありまして、その後若干の改正はありましたが、なお

わが国の実情に適しない点が多く、また技術的な不備欠陥が随所に見られ、このため公共企業体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を招いている場合すらあり、従来とも本法改正を要望する声が多くなかったのであります、と述べ、これを裏づけしているのであります、このことは、一方において、保守党政府がいかに当時占領軍に対して易々諾々として命これ服従に努力していたかを、おろかにも、みずから証明しているのであります。(拍手)倉石労働大臣が、その就任の際、労働行政に關する所信を披瀝するに当り、公労法を改正すると天下に公表いたしましたことは、この意味から、おそまきの感はありません、その良識を了とし、その推移に多大の注目を払ったものでありますし、倉石行政が、労働法については、とかく無知もろまいともいへば保守政界における重石たることを、ひそかに期待いたしましたものであります。しかるところ、本国会に提案をされましたこの改正案を知った人々は、どうもこれは重石ではなかつた、保守党内の得手勝手な意見に、あちらこちらへと流された軽石ではなかつたかと歎じているのであります。俗に、

仏作って魂入れずという言葉があります

すが、この改正案は、仏も作らず魂も入れない改正案と断せざるを得ないのであります。(拍手)就任当時大みえを切つて公労法改正の大だんびらを振り上げた脱兎のごとき倉石労働大臣は、いまや処女のごときおとなしい格好であります。しよせん、労働法の真の改正を保守党政府に求めるのは、木に登つて魚を求めぬのたぐいと、今さらながら痛感したものであります。(拍手)

その第一は、労働問題に共通の原則でありますところの労使の自主解決尊重という点であります。政府、与党は、しばしば、公労法の紛争が定期的闘争であるとか、あるいはまた、かつ長期にわたつて三公社、五現業の業務に支障を及ぼすと非難いたしておるのであります。しかしながら、それは全く間違ひもはなはだしいのであります。給与総額制度を嚴重にして、これ以上給与を支給するときは一々主管大臣や国会の承認を要するものとして、

臣や国会の承認を要するものとして、

財布の口をしつかり締めにおいて、公社当局に対し団体交渉の当事者たるの能力を剝奪したり、労働条件について公社法で規制しておるのであります。そのためにこそ、闘争は長期となり、かつ政府や国会を相手として政治的になることは、今日では三才の童子といへども知つておるところであります。かてて加えて、労働者が公社及び現業の経営について十分なる理解と認識をする機会をこの法律第八条で閉ざしておきながら、何かといへば、労働者は経営の現状に対して理解がないとか、賃金値上げを要求すると非難するがごときは、全く盗人たけだけしいといわなければなりません。(拍手)

倉石労働大臣は、すでに今日まで仲裁規定のケースに何回となく携わり、この点については十分熟知されているところでありましょう。さればこそ、就任当時の第二の公約である労使懇談会構想が発表されたのであろうと存するのであります。ところが、委員会における、情理を尽した、公約実現についての難題の立場よりする私の質問に対しては、あいまいな答弁に終始し、ひとり公労法関係者のみならず、天下に對する公約を裏切るものであり、大臣の政治的実行力に對しても深い疑念

をを抱かざるを得ないところであり、今、事か根本的問題であるだけに、今後なお継続するであろう紛争について、政府がこの改正の機会をのがすことは、さらに一そその責任を負わなければならぬところであると存するのであります。このうち、給与総額制について、政府は若干の改正をいたしました。しかし、本来これははや撤廃さるべき段階にあるのであります、その決断がつかかねるということは、政府みずからが任命した三公社、五現業の主管大臣や公社当局に財布がまかし切れないことを証明しているものであります、自分が任命した者を信用し切れないということは、全くばかげたことといわなければなりません。公社当局者に団体交渉の当事者たるの能力を与えるべく、給与総額制度を撤廃することにも、各公社法にあります労働条件に關する余分な制限規定を削除することは、今日必須の要件であると存するのであります。しかも、仲裁規定に限つて給与総額制度に一部ほんの少し緩和をするという、こそくな手段は、かえつて自主解決や調停で解決し得るものをわざわざ仲裁に持ち込ませ

るおそれすらあり、調停による妥協はもとより、団体交渉による協定に對してもこれは当然適用すべきでありまして、自主解決尊重の建前から、本末転倒もはなはだしいものと考えられるのであります。(拍手)

本法改正に當つて、第二の原則は、仲裁規定の完全実施という点であります。今回の改正で、政府は、当該規定が実施されることのできる限り努力しなければならぬと追加をいたしました。このことは、逆説的に申せば、従来、政府が裁定の実現にきわめて不忠実であつた歴史を、立法的にも証明するものであります。過般、倉石大臣は、本会議で、裁定は今日まで多くが実現されたと答弁をいたしました。まことに驚き入つたものであります。仲裁の実施という意味は、裁判の判決にもひとしいものでありますから、裁定の実施期日をおくらせたり、あるいはその内容を値引きしたりして、それも裁定を尊重して実施したのだ、こういふ理屈は、法律を知らざるもはなはだしいもの言ひ方であります。(拍手)

第一次裁定から二十件にわたる裁定が、文字通りほんとうに完全に実現をいたされたのは、わずかに三件にすぎないのであります。いかに歴代の保守党政府がごまかしてきたかを証明して余りあるものであります。鳩山総

理大臣は、本會議で、二度にわたって、今後は規定を尊重すると言ひ、委員会で、倉石、一萬田両大臣も、実施とは百パーセント実施と考へると述べたのでありますから、われわれは、今後の政府のお手並みを、全労働者及び関係者とともに拝見をいたすつもりであります。もし、それ、この言明すらも裏切るようなことではありますならば、法の威信、政府の信用の失墜はもとより、紛争の激化は火を見るよりも明らかであります。そのときになつて、うば車に乗つて逃げ出されないよう、念のため、総理大臣に嚴重に注意を申し上げておく次第であります。

(拍手)

改正の前提第三の問題は、労働者の基本的権利の保障という点であります。官であれ、民であれ、労働者には憲法第二十八条によつて保障された基本的権利が本来確保されているということは、労働省当局者も表明をされたところでありませぬ。しかも、公労法が制定される以前は、その権利は官公労働者にもすべてあつたのでありますから、今日國に雇用されているという理由によつてのみ、業種のいかんを問はず、ストライキ権を初め多くの権利が剝奪されていることは、労働法上に

も、常識上にも、筋の通らぬところといわなければなりません。いわんや、各國の事情を見ますに、今日いたすに立法当時の情性をそのままにせず、基本的権利を尊重して、根本的検討をなすべき段階にあると確信し、この点からも政府案に反対をいたすものであります。

以上が基本的問題であります。そのほかにも多くの指摘をしなければならぬ点がございます。このごろ、政府は、審議とか、調査会とか、政府がお手盛りで勝手に作った諮問機関の出した答申すらも尊重しないといふ、まことに悲しむべきことがついであります。本改正に當つても、その例外ではございませぬ。ことに、答申において全く議論もなかつた常勤公益委員制度を、するすると改正案の中へもぐり込ませてあるのであります。私どもは、業務が多忙であるからという政府の答弁の裏面にひそむ野望を看過するわけには参らぬのであります。どう

も、政府は、最近、あらゆる工作をして、安上りの調停案や、安上りの仲裁裁定を出させるよう、仲裁委員会、調停委員会の機構、人事運営において、ひそかに介入をいたしておるのではなからぬか、この公益委員の国会任命方式と

いい、あるいはまた、常勤委員が政府から給料をもらつて職員であつて、次第に中立性を失つておそれがあり、このようなことは、公益委員が労使双方から信頼されていなければならぬという大原則からは許されるようなことになり、まさに紛争解決の上に重大な支障を及ぼすのであります。語るに落ちる国会任命方式や常勤制度などは断じてとるべきではありません。

また、かねてからの問題であります公務員、公社職員諸君の政治活動の問題についても、今回改正をしておらないことは、遺憾にたえないところであります。同じ局内で働いておりながら、片一方の電通の諸君は政治活動はよろしい、通信の諸君はいけぬなどというがごときは、全く理屈の通らないこと、はなはだしいものであります。いわんや、今回特定郵便局長だけこれを認めようと法律案を提案する

がごときは、郵便局長や充春業者の大量入党で自民党を強化したい人がおるやうであります。これは党利党略の最たるものであります。反対の淵を願うわれわれといたしまして、こんなことでは、かえつておそれ入る次第でありまして、どうぞ、みずから善

処されるより、心から御忠告をいたす次第であります。いずれにいたしましても、要するに、この改正案は、ぬるま湯の改正案であつて、うっかりしていたら、かぜを引きそうであります。それが証拠には、この春の公労協の紛争に対しては、政府のつた態度でも明瞭であります。調停案に示された、予算措置をすべしという点について、政府は今日まで何をしましたでしょうか。調停案が出た翌日、大蔵大臣は、のめない、反対だと、これを否定いたしました。また、次から次へと、最近組合員のために働いておる組合役員に弾圧が加えられておるのであります。表に労働法改正を、裏に弾圧を加えるというこの状態は、羊頭を掲げて狗肉を売るといふたぐいであり、まさに鳩山内閣の労働政策の本質ここに見えたりといわなければなりません。(拍手) 法律でし

ほつたり、弾圧すれば、それで労働者はおとなしくなると考へておるといたしますならば、これはど甘く、これほど愚かで、これほど危険な考へ方はないのであります。それは歴史の示すところでありまして、春秋の筆法をもつていたしますならば、保守党政府の弾圧政策と低賃金政策が今日の労働

階級を強く団結せしめたと言ひ得られるのであります。(拍手) 従つて、公労法の改正をするに當つては、本法の歴史的事情を深く考慮し、根本的に公社法、公務員法をあわせて検討するとともに、公労法の改正にあらずして、廃止こそ断行すべきであると考えるのであります。(拍手) 憲法すら改正をしようとする自民党は、それなるがゆえに、事労働法の改正には全く憶病でありまして、一般世論が、保守党は脱皮しなければだめだといわれてい

るゆえには、ここにあると存するのであります。その意味からも、絶好の機会をここに取つ逃がすことは、自民党の健全な発展のために惜しんで余りあるものだと私は存するのであります。以上、私は、本改正案に反対し、本来これは廃止案であるべしとの基本的立場を明らかにいたしまして、反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(倉谷秀次君) 大坪保雄君。〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 私は、ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に對しまして、自由民主党を代表して、簡単に賛成の討論をいたしたいと存じます。

階級を強く団結せしめたと言ひ得られるのであります。(拍手) 従つて、公労法の改正をするに當つては、本法の歴史的事情を深く考慮し、根本的に公社法、公務員法をあわせて検討するとともに、公労法の改正にあらずして、廃止こそ断行すべきであると考えるのであります。(拍手) 憲法すら改正をしようとする自民党は、それなるがゆえに、事労働法の改正には全く憶病でありまして、一般世論が、保守党は脱皮しなければだめだといわれてい

現行の公共企業体等労働関係法は、周知のごとく、占領下、特殊の事情のもとにおいて制定された、直訳的な立法でありまして、わが国の実情に適しない点が多く、技術的な不備、欠陥も随所に見られ、公共企業体等の労使関係に無用の紛争、摩擦を引き起させるから指摘されてきたところであります。従いまして、かかる不備、欠陥をできる限り是正して、これをわが国の実情に適合せしめ、合理的にして健全なる労使慣行の確立を促進せしめることについては、何人も異論のないところと考へるのでありまして、今回、政府が、いろいろの角度からの検討の結果、この改正案を提案しましたことは、私どもの大いに賛同するところで、社会党の諸君といえども、あえて同感を借しませんでしたことと信じます。

私どもとしては、公労法の改正については、三公社、五現業のあり方そのものについて、さらに基本法たる労働三法にも根本的の検討を加えて、これらとの関連につき、その調整の可否等、これが抜本的解決の方途にまで突き進んでもらいたかったのであります。が、一応この程度の改正も、今日の状況下においては一進歩たるを失わないと思ふのであります。

まず、交渉単位制であります。これは全くわが国の実情に適しない、アメリカからの直輸入制度でありまして、しかも、複雑、難解、従って、実際は有名無実化しておりますのみならず、これがかえって関係者間に無用の紛争を惹起せしめているからいすらあつたのであります。今回の改正によつて、わが国の労使関係の一般的慣行に従い、労働組合を団体交渉の当事者として、公共企業体及び組合が、それぞれ指名する交渉委員によつて団体交渉を行うこととしたこと、

今後労使の関係を円滑かつ合理的に進めていく上に、きわめて大きな意義を持つものと考えるのであります。次に、従来の仲裁委員会及び中央、地方の調停委員会を整理統合して公共企業体等労働委員会を設け、調停仲裁機構の簡素かつ能率化をはかつたことは、きわめて適切な措置でありまして、特に、今回の改正案によりまして、労働委員の中の公益委員は、仲裁を行うほか、いわゆる準司法的職務をも行うこととされておられ、その職務の重要性及び特殊性にかんがみ、その任命手続は慎重にすることを要するのであります。

ありますが、今回、これを、労働大臣が労働委員の意見を聞いた上で作成する委員候補者名簿の中から、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することと改正されており、このように、国の最高の機関たる国会において、公益委員たるに適するかどうかについて慎重に検討した上でこれを任命するということは、従来の選任手続に比べて、はるかに公正性、中立性を確保し、その権威を高めるものと信ずるのであります。

なお、公益委員五名のうち二名以内は常勤とすることができるといふことになっておりますが、この新しい選任方法や委員の常勤性に対して、社会党の諸君の中には、これは政府が選任したものであるから、労働委員会の政府への隷属性を感ずるとか、その中立性が侵される危険があるとか反対論を唱えられる向きがあるのであります。政府が選任したものであれば、政治的偏向があり、中立性が侵されるというならば、一般の官吏やその他の委員に對しても、みな疑いを持たなければならぬことになり、通常の常識をもっては了解できないことでありまして、まことに、思い過ごしてなければ、偏見といふほかはございませぬ。(拍手)公益委員の常勤制も、三公社、五現業等の事業が、全国的かつ大規模であることや、国の事業としての公共性、重要性にかんがみれば、これら職員労働関係の実情や、その事務処理上、必要な事項を常時把握しておく必要があることなどからいって、この改正は最も適切であるといわざるを得ませぬ。

さらに、今回の改正案につきましては、最も重大なことは、仲裁規定を一そう尊重するために、公労法第三十五条を改正して、「政府は、当該規定が実施されるように、できる限り努力しななければならない。」と、裁定実施のための政府の努力義務を明定するとともに、各公社法等の給与準則、給与総額に関する規定を改めて、予算総則の給与総額制度に弾力性を持たせることとし、仲裁規定の実施確保の措置を講じたこととありまして、このことは、公共企業体等の労働関係の円滑かつ合理的な処理の上からいって、きわめて当を得たもので、まさに労働政策上一歩を進めたものといふべきであります。(拍手)

本法の改正に当っては、政府の説明によりまして、労使、公益の各界を代表する委員をもつて構成された臨時公労法審議会を設けてその意見を聴取した結果、各側委員の意見の一致を見たものをほとんどすべて取り入れて作成されたものであることとあります。そこで、各方面よりの賛同も受けられるものと期待される次第であります。もちろん、いかに整った法律でありましても、それが適切に運用されない限り死文化することは申すまでもないところでありまして、私は、この際、特に、労使関係当事者はもちろんのこと、この法律の運用に当るすべての関係者が、公共企業は、一般民間企業とは異なる目的とするものであること、及び、その事業が国民の経済生活並びに一般公共の福祉、安全に対しても深く深き関係を持つものなることを認識されて、本法の目的趣旨に即した適切な運用に努められ、健全にして合理的なる労使慣行の確立をはかれんことを切望いたし、また、社会党の皆さんも、この法律が国鉄、電電、専売等三公社及び国の経営する五現業における職員労働関係の平和を維持するための重大なる法律であることに思いをいたされ、かつは、臨時公労法審議会においては、労働委員側の皆さんも、使用者側委員とともに、仲よく賛成をされておる実情もあり、さらに、労働問題に

ありましたが、今回、これを、労働大臣が労働委員の意見を聞いた上で作成する委員候補者名簿の中から、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することと改正されており、このように、国の最高の機関たる国会において、公益委員たるに適するかどうかについて慎重に検討した上でこれを任命するということは、従来の選任手続に比べて、はるかに公正性、中立性を確保し、その権威を高めるものと信ずるのであります。

なお、公益委員五名のうち二名以内は常勤とすることができるといふことになっておりますが、この新しい選任方法や委員の常勤性に対して、社会党の諸君の中には、これは政府が選任したものであるから、労働委員会の政府への隷属性を感ずるとか、その中立性が侵される危険があるとか反対論を唱えられる向きがあるのであります。政府が選任したものであれば、政治的偏向があり、中立性が侵されるというならば、一般の官吏やその他の委員に對しても、みな疑いを持たなければならぬことになり、通常の常識をもっては了解できないことでありまして、まことに、思い過ごしてなければ、偏見といふほかはございませぬ。(拍手)公益委員の常勤制も、三公社、五現業等の事業が、全国的かつ大規模であることや、国の事業としての公共性、重要性にかんがみれば、これら職員労働関係の実情や、その事務処理上、必要な事項を常時把握しておく必要があることなどからいって、この改正は最も適切であるといわざるを得ませぬ。

さらに、今回の改正案につきましては、最も重大なことは、仲裁規定を一そう尊重するために、公労法第三十五条を改正して、「政府は、当該規定が実施されるように、できる限り努力しななければならない。」と、裁定実施のための政府の努力義務を明定するとともに、各公社法等の給与準則、給与総額に関する規定を改めて、予算総則の給与総額制度に弾力性を持たせることとし、仲裁規定の実施確保の措置を講じたこととありまして、このことは、公共企業体等の労働関係の円滑かつ合理的な処理の上からいって、きわめて当を得たもので、まさに労働政策上一歩を進めたものといふべきであります。(拍手)

本法の改正に当っては、政府の説明によりまして、労使、公益の各界を代表する委員をもつて構成された臨時公労法審議会を設けてその意見を聴取した結果、各側委員の意見の一致を見たものをほとんどすべて取り入れて作成されたものであることとあります。そこで、各方面よりの賛同も受けられるものと期待される次第であります。もちろん、いかに整った法律でありましても、それが適切に運用されない限り死文化することは申すまでもないところでありまして、私は、この際、特に、労使関係当事者はもちろんのこと、この法律の運用に当るすべての関係者が、公共企業は、一般民間企業とは異なる目的とするものであること、及び、その事業が国民の経済生活並びに一般公共の福祉、安全に対しても深く深き関係を持つものなることを認識されて、本法の目的趣旨に即した適切な運用に努められ、健全にして合理的なる労使慣行の確立をはかれんことを切望いたし、また、社会党の皆さんも、この法律が国鉄、電電、専売等三公社及び国の経営する五現業における職員労働関係の平和を維持するための重大なる法律であることに思いをいたされ、かつは、臨時公労法審議会においては、労働委員側の皆さんも、使用者側委員とともに、仲よく賛成をされておる実情もあり、さらに、労働問題に

昭和三十一年五月十五日 衆議院會議録第四十九号 議長の報告

関する学者も一致して賛成しておられるものでありますので、政府案であらば何でもかんでも反対するといふようなことのないように、この際、虚心たんかい、欣然と賛成せられんことを切望いたしまして、私の本改正案に関する賛成討論を終る次第であります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) この際暫時休憩いたします。

午後二時三十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

- 法務大臣 牧野 良三君
- 厚生大臣 小林 英三君
- 労働大臣 倉石 忠雄君

國務大臣 大藤 唯男君  
出席政府委員  
国家消防本部長 鈴木 琢二君  
労働省労働局長 中西 實君

朗読を省略した報告

一、去る十一日、内閣総理大臣から、肥料審議会委員に本院議員井出一太郎君、同平野三郎君、同稻富稔人君、同芳賀貢君、及び参議院議員河野謙三君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十二日本院は第二十四回国会の会期を五月十八日から六月三日まで十七日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る十二日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。  
自治庁選挙部 皆川 迪夫  
長事務代理

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十二日議長において承認した皆川迪夫を同日政府委員に任命した旨、及び同日(自治庁選挙部長)兼子秀夫の政府委員を免じた通知を受領した。  
一、昨十四日内閣から次の報告書を受領した。

昭和二十九年第四・四半期における国庫の状況  
一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 宮澤 胤勇君  
一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 中山 マサ君  
一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 熊谷 憲一君 青野 武一君  
法務委員 三木 武夫君 横井 太郎君  
佐竹 晴記君 松尾トシ子君

外務委員 江崎 真澄君 福田 昌子君  
文教委員 濱野 清吾君  
社会労働委員 森 清君  
予算委員 松本 俊一君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 森 清君 中村 高一君  
法務委員 加藤 精三君 渡海元三郎君  
福田 昌子君 平田 ヒデ君

外務委員 松本 俊一君 佐竹 晴記君

文教委員 並木 芳雄君  
社会労働委員 熊谷 憲一君  
予算委員 三木 武夫君  
一、昨十四日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中村 時雄君(理事中村時雄君去る八日委員辞任につきその補欠)

一、昨十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 辻 政信君 石橋 政嗣君  
法務委員 加藤 精三君 渡海元三郎君  
中山 マサ君

大蔵委員 坊 秀男君 小川 半次君  
社会労働委員 小川 半次君 大橋 武夫君  
荻野 豊平君 加藤謙五郎君  
川崎 秀二君 高橋 等君  
八田 貞義君 林 博君  
阿部 五郎君 岡本 隆一君  
栗原 俊夫君 多賀谷真稔君  
西村 力弥君 森本 靖君  
吉川 兼光君 安藤 覺君  
石坂 繁君 池田 清志君  
植木庚子郎君 内田 常雄君

一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松村 謙三君 西村 力弥君  
法務委員 三木 武夫君 横井 太郎君  
宮澤 胤勇君  
大蔵委員 小川 半次君 坊 秀男君  
社会労働委員 坊 秀男君 石坂 繁君  
吉田 重延君 内田 常雄君  
植木庚子郎君 池田 清志君  
安藤 覺君 小山 長規君

農林水産委員 安藤 覺君 石坂 繁君  
大橋 武夫君 八田 貞義君  
内閣委員 内田 常雄君 勝間田清一君  
加藤謙五郎君  
通信委員 三宅 正一君  
建設委員 橋 兼次郎君  
予算委員 植木庚子郎君 赤松 勇君  
川崎 秀二君  
決算委員 松村 謙三君  
一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

小山 長規君 坊 秀男君  
吉田 重延君  
安藤 覺君 石坂 繁君  
大橋 武夫君 八田 貞義君  
内閣委員 内田 常雄君 勝間田清一君  
加藤謙五郎君  
通信委員 三宅 正一君  
建設委員 橋 兼次郎君  
予算委員 植木庚子郎君 赤松 勇君  
川崎 秀二君  
決算委員 松村 謙三君  
一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

赤松 勇君 榎 兼次郎君

松尾トシ子君 勝間田清一君

石橋 政嗣君 三宅 正一君

受田 新吉君 八田 貞義君

大橋 武夫君 高橋 等君

川崎 秀二君 加藤謙五郎君

林 博君 小川 半次君

荻野 豊平君

農林水産委員

八田 貞義君 大橋 武夫君

石坂 繁君 安藤 覺君

商工委員

加藤謙五郎君 多賀谷眞稔君

内田 常雄君

通信委員 森本 靖君

建設委員 岡本 隆一君

予算委員

川崎 秀二君 阿部 五郎君

植木庚子郎君

決算委員 辻 政信君

一、去る十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 権名 隆君

一、去る十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 山本 利壽君

一、昨十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 藤枝 泉介君

一、昨十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 権名 隆君

一、去る十二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案(片山哲君外十四名提出)

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案(片山哲君外十四名提出)

一、去る四月二十四日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者から撤回の申出があり、去る十二日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案(片山哲君外十四名提出)

一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

北海道開発庁設置法施行法案

一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出第一七二号)

国土総合開発特別委員会 付託

一、昨十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

駐留軍使用の東富士演習場に関する被害補償の促進及び関係地域農業再建整備特別法制定促進に関する質問主意書(勝間田清一君提出)

山哲君外十四名提出)

昭和三十一年五月十五日 衆議院會議錄第四十九号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円  
(送料別)

発行所

東京都新宿区中谷本町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三三―三官報課